

固定資産管理システム開発委託

特記仕様書

令和6年7月

東海市 総務部 税務課

固定資産管理システム開発委託

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、東海市(以下「発注者」という。)の発注する「固定資産管理システム開発委託」(以下「本業務」という。)に適用し、受託者(以下「受注者」という。)が業務を実施する上で遵守すべき事項を定めるものである。

(業務目的)

第2条 本業務は、土地家屋現況図データや公図(地籍図)データ、デジタルオルソ画像等を一元管理する固定資産管理システムを更新し、引き続き固定資産税の課税客体(土地・家屋)の現況を的確に把握し、照会、調査、評価等の固定資産税業務の適正化、窓口対応の迅速化を図ることを目的とする。

(システム構築期間)

第3条 システム構築期間は、契約締結日から令和7年(2025年)9月26日(金)までとする。なおシステム本稼働前に仮運用期間を1か月以上設けるものとする。

(システム稼働日)

第4条 システム稼働は、令和7年(2025年)10月1日(水)から運用開始とする。

(監督員)

第5条 監督員とは、発注者の内部規則により任命された業務の監督を行う者をいう。受注者は、監督員の指示を受け、常に密接な連絡を取らなければならない。

(提出書類)

第6条 受注者は、契約締結後、次に掲げる書類を遅延なく提出しなければならない。ただし、作業中の記録資料として作業日誌を常備し、監督員の要求のある場合は、提出又は閲覧に供させなければならない。

- (1) 実施工程表
- (2) 管理技術者及び照査技術者届(経歴書添付)
- (3) 着手届
- (4) 作業実施計画書
- (5) その他発注者が必要と認める書類

(実施計画・工程表)

第7条 受注者は、この業務に着手する前に作業方法等について、適切な実施計画を立案し、発注者の承認を得なければならない。また、作業の管理について、受注者は実施工程表に基づき詳細な工程管理を行い、本業務の遂行にあたり発注者と密接な連絡をとるとともに業務の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。

(本業務の関連事業の調整)

第8条 受注者は、本業務を履行するにあたり発注者の指示を受け、本業務等に関係のある他の事業との協調を保ち常に密接な連絡をとらなければならない。

(管理技術者等)

第9条 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、業務を遂行するものであり、かつ高度な技術と十分な実務経験を有するものを定め、適切な人員を配置して最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確丁寧にこれを行い、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示に従うものとする。

(準拠する法令等)

第10条 本業務の実施にあたって、受注者は本特記仕様書に定めるほか、次に掲げる法令、諸規定等に基づいて行うものとする。

- (1) 測量法
- (2) 地方税法
- (3) 地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)
- (4) 著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 43 号)
- (5) 東海市公共測量作業規程
- (6) 個人情報取扱特記事項
- (7) 東海市個人情報保護条例
- (8) 東海市情報セキュリティ基本方針
- (9) 東海市情報セキュリティ対策規定
- (10) 東海市 仮想サーバシステム利用の手引き
- (11) 東海市 地番家屋現況図データファイル説明書
- (12) 東海市 公図(地籍図) データファイル説明書
- (13) その他この業務に係る法令、規則及び条例等

(疑義)

第11条 本仕様書及び先に定めた諸規程等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者は協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

- 2 本業務を行うに際し、発注者から受注者に対する指示又は発注者と受注者の協議があるときは、それぞれ指示簿又は議事録を作成し、指示事項又は協議事項の内容について後日疑義が生じないように、速やかに監督員に提出して確認を得なければならない。

(一括再委託の禁止)

第12条 受注者は、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分について、第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を再委託する場合にあっても、書面をもって申請し、発注者の承諾を得なければならない。

(損害の賠償)

第13条 本仕様書を始めとした、各種法令及び規程を守らなかったために生じた損害や、その他受注者の責めにより発生した損害に伴う賠償は受注者の負担とする。

- 2 また、その内容・処置については速やかに監督員に報告しなければならない。

(セキュリティ対策の履行責任)

第14条 業務において受注者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また受注者は、本業務を履行する上で取得もしくは保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ対策として、請負業務に適用される東海市情報セキュリティ規程その他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守し、IS027001（情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS）の認証取得していなければならない。なお、業務着手時に保有資格登録を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、次の事項について業務開始時にその実施状況を書面により発注者に報告しなければならない。ただし、受注者の就業規則等の社内規定に相当する規定がある場合は、その内容を記載し、報告するものとする。
 - (1) 業務上知り得た情報の守秘義務及び目的外使用の禁止
 - (2) 提供された情報の返還義務
 - (3) セキュリティ対策に関する社内体制
 - (4) セキュリティ対策に関する社内規程
- 3 発注者は本事項の履行状況を確認するため、受注者に必要な監査を実施することができるものとし、受注者は業務終了後、履行状況報告書を提出するものとする。

(瑕疵担保)

第15条 業務完了後、受注者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合、発注者の必要と認める訂正及びその他の必要な業務を受注者の責任において実施するものとする。

2 また、瑕疵担保期間は、業務の終了後1年以内において、受注者の過失、疎漏等に起因する成果品に瑕疵が発見された場合に責任を持って対応することとする。

(貸与資料)

第16条 発注者は、受注者に業務上必要と認められる資料を貸与するものとする。また、その場合受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取り扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。なお、発注者が返却を求めた時は、速やかに返却しなければならない。

2 発注者は、個人情報の保護に関する法律第72条の規定により、受注者に貸与した資料を適切に管理させるために必要な措置を講じることができる。

3 受注者はこの契約の業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとする。

第2章 固定資産管理システム開発

(基本条件)

第17条 固定資産管理システムの開発における基本条件は下記のとおりとする。

- (1) 「東海市仮想サーバシステム利用の手引き」を十分に把握した上で、発注者が所有するプライベートクラウド内にシステムを構築し、動作が可能なものとする。
- (2) 同時接続ライセンス数は 20 ライセンス以上とし、将来的な利用者数増減に対しても、柔軟に対応できるシステムとするものとする。
- (3) 国等における地理情報関連の標準化の動向、地理情報システムの最新技術動向等を踏まえたシステムサービスを提供するものとする。
- (4) 利用ログを取得、管理及び分析することにより、問題の検知や発生有無を判断できるシステムとする。
- (5) 利用者が初めて GIS を利用する場合でも、直感的に基本操作（検索・閲覧・印刷等）ができ、迅速な電話・窓口対応ができることとする。
- (6) システムの運用管理や更新の負担軽減を目的とし、ブラウザ主体のノンプラグイン方式のシステムとする。
- (7) 別紙「システム機能要件一覧表」に記載されている項目を満たすものとする。
- (8) その他の詳細については発注者と協議の上、決定するものとする。

(計画準備・要件定義等)

第18条 業務全体の作業工程、作業体制などを明示した実施計画を立案し、業務実施計画書としてとりまとめるものとする。また、業務実施に必要な資料の収集、整理、点検、要件定義書のとりまとめ等を実施するものとする

(システム環境構築)

第19条 発注者が所有するプライベートクラウド内に構築するものとする。構築内容としては、発注者により構築された仮想サーバ上でのサーバ設定、各種ミドルウェアの設定、データベース構築等となる。また発注者と協議の上、パスワード、ユーザ／グループ単位での運用データのセキュリティ制御及びユーザ権限設定等の初期設定を実施するものとする。

(各種データ設定)

第20条 発注者にて用意する、既存 GIS にて運用されている各種データを新規構築システム用データへ変換するものとする。システムに搭載するデータは最新の地番現況図、最新の家屋現況図、7 時期の航空写真、最新の公図、その他評価データとする。その他の

データについては、適宜協議するものとする。

(システムセットアップ及び動作検証)

第21条 構築したシステムに各種データを搭載し、動作検証を実施するものとする。動作確認後、発注者が所有するプライベートクラウド内へ上記までの内容を反映し、令和7年(2025年)8月に入れ替えを予定しているPC端末での動作検証を実施するものとする。また発注者へ動作検証結果の報告を行い、検査に合格するものとする。

(操作・研修マニュアル作成)

第22条 新システムを運用する際に必要となる、システム操作及び運用方法についての操作マニュアルを作成する。また、操作マニュアルについては紙媒体およびシステム上にて参照可能な電子媒体で作成するものとする。

(操作研修)

第23条 職員が本システムの操作を習熟できるように、システム設置時に操作マニュアルに基づき操作研修を実施するものとする。また、操作説明会に必要な機材及びドキュメント類は、発注者と受注者と協議の上、決定するものとする。

(打合せ協議)

第24条 受注者は、業務着手時・中間時・完了時に打合せを行うものとし、受注者は、その都度打合せ議事録を作成して発注者に提出し、双方の合意の下で業務を遂行するものとする。なお、受注者は、業務着手時及び完了時の打合せに管理技術者を出席させるものとするが、それ以外にも中間の適切な段階で本市の監督職員と打合せを行い、業務の停滞等が発生しないように努めなければならない。

第3章 保守運用要件

(保守要件)

第25条 本システムを正常な状態で継続的に利用するため、以下の保守要件に対応すること。
なお、全ての保守要件は別途、保守運用契約に含まれるものとする。

- (1) バグ、セキュリティホール等の修正版ソフトウェアの提供及び適用を行なうこと。
- (2) 本システムの本稼働開始後、OS・ブラウザ等が変更になった場合でも正常に動作可能となるよう必要なシステム修正を行なうこと。
- (3) サポート対応時間は、祝祭日を除く月曜から金曜 8:30~17:15 とする。ただし緊急時の対応及び計画作業時は、この限りではない。また 24 時間 365 日連絡可能な緊急時連絡窓口を用意すること。
- (4) 障害発生時には、状況の確認、原因の究明を行なうと共に速やかな（障害発生から 2 時間以内に着手）復旧作業を行なうものとする。
- (5) 新機能の追加や改良などが行なわれた場合のバージョンアップ版ソフトウェアの提供及び適用を行なうこと。
- (6) システムの操作や活用方法などに関する Q&A サービスを行なうこと。Q&A 対応は随時行なうものとし、対応方法は、電話、E-MAIL のほか必要に応じて訪問により行なうこと。

第4章 成果品

(検査校正)

第26条 検査校正は、工程毎に受注者の責任において実施するものとし、全工程が完了後に発注者の完了検査を受け、本仕様書等に適合しない場合又は、校正が必要と認められた場合は、受注者の責任において速やかに修正を行わなければならないものとする。

(成果品の帰属)

第27条 本業務の成果品については、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく複製、貸与、流用及び廃棄をしてはならない。また、受注者が成果品に関する著作権人格権を有する場合においても発注者及び発注者指定の者に対してこれを行使しないものとする。

(成果品)

第28条 納入する成果品は、下記のとおりとする。

- (1) 固定資産管理システム 一式
- (2) 操作マニュアル 一式
- (3) 業務報告書 一式
- (4) 打合せ協議記録簿 一式
- (5) その他、発注者と受注者協議の上必要と認められるもの 一式

(主管課)

第29条 本業務の主管課は、東海市総務部税務課とする。

(業務の完了)

第30条 検査員の行う完了検査に合格したものをもって完了とする。また、本業務の完了日は、令和7年(2025年)9月26日(金)とする。完了の際には、主管課及び関係各課による成果品の検収をもって、完了届を提出するものとする。

以上